

# J A M 政策NEWS

2002年6月10日 第2002-52号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 自動車リサイクル法、衆院経済産業委員会通過

### 自動車ユーザーに新たな負担

6月7日衆議院・経済産業委員会で、使用済み自動車の再資源化等に関する法律案（自動車リサイクル法）について野党の最終質疑が行われ、採決の結果同法案が付帯決議とともに賛成多数で承認されました。

自動車リサイクル法では自動車購入時に、メーカーが定めたりサイクル料金を、ユーザー（購入者）が負担することとなります。民主党の田中慶秋議員は、メーカーのリサイクル費用の公表や資金管理法の外部監査など、法の適正な運用を質し、明確な大臣答弁を引き出しました。

#### 【田中議員】

リサイクル費用は実質的に新税であり、負担する側に納得のゆくものでなければいけない。リサイクルを確認する電子 manifests 制度も管理費数%とは曖昧で目標値を定めるべきだ。

#### 【平沼大臣】

平成12年に作成したソフトは現行の廃棄物処理法を前提としたものだが、その際の知見を生かし無駄のないようにしたい。

#### 【田中議員】

法律は作るが、あとはユーザーとメーカー任せではだめだ。リサイクルの現場をよく見て机上の計算を避けよ。リサイクル費用は積算根拠が示されていない。

#### 【平沼大臣】

2万円というのは一応の目安で、車種などにより異なる。メーカーがコスト意識を持ってユーザーへの負担を抑える仕組みになっている。

#### 【田中議員】

メーカーでリサイクルに要した費用はユーザー

に公表されるべきだ。

#### 【平沼大臣】

メーカーが実際にリサイクルに要した費用は、毎年公表することを省令で定める。

#### 【田中議員】

資金管理法は新たな特殊法人という人もいる。第三者機関の監査を受け透明度を高くするべきだ。

#### 【平沼大臣】

民間主体の法人とし、学者や消費者代表の諮問委員会のチェックを行う。公認会計士による監査の結果を年に複数回公表する。

### 自動車リサイクル法のポイントと問題

リサイクル料金をユーザーがあらかじめ負担する事になります。

料金は、自動車メーカーが個別に設定し公表することになります。現在は、未定です。車種毎に決まることになります。料金は新車購入時に支払います。既存車は、車検時にもれなく支払うことになります。

廃車時は、ディーラーに依頼するか指定の解体業者へ持ち込むことになります。しかし、はっきりしていません。

料金は、メーカーが処理する費用で解体業者には支払われません。従って、別途処理費用がかかる場合も考えられます。

新車購入時に料金を支払い、中古として下取りをしていくときは、返却する事となるようですがはっきりしていません。下取り費用に含むのか、別途返却されるのかが曖昧なままです。

法律公布後2年6月以内に施行になります。システムを確立するまでの問題点が整理されていないため、施行後機能不全になる可能性が極めて高い、不十分な内容です。